　第４１号議案

　　品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年６月２３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

　品川区旅館業に関する条例（平成２４年品川区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

　第５条第１項第７号エ中「温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第２条第１項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号エ(ア)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オ(エ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項第１０号中「手拭い」を「タオル」に改める。

　第８条第４号エ中「(カ)まで」を「(キ)まで」に改め、同号エに次のように加える。

　　　(キ)　気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設けるときは、点検、清掃および排水を行うことができる構造であること。

　　　付　則

　（施行期日）

１　この条例は、令和４年１月１日から施行する。ただし、第８条第４号エに次のように加える改正規定および次項の規定は、令和３年１０月１日から施行する。

　（経過措置）

２　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の規定により経営の許可を受けている営業施設および現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第８条第４号エ(キ)の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設の浴室を増築し、もしくは改築し、または大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

　（説明）旅館業の施設の衛生に必要な措置等の基準を改める必要がある。